

〈講演〉

## 国際商事紛争の解決方法としての国際仲裁について

——国際仲裁手続の流れと国際仲裁の利点・問題点の検討を中心にして——

李 鎬 元  
吉 垣 実 (訳)

### 目 次

- I. 序論
- II. 仲裁合意と仲裁地・仲裁機関の選択
  - 1. 仲裁合意の重要性
  - 2. 仲裁合意に含まれる事項
  - 3. 仲裁地
  - 4. 仲裁機関
- III. 仲裁手続の開始と仲裁廷の構成
  - 1. 仲裁手続の開始
  - 2. 仲裁廷の構成
- IV. 仲裁手続の進行
  - 1. 序論
  - 2. 手続協議及び日程の決定
  - 3. 主張書面と書証提出
  - 4. 文書提出手続
  - 5. 証人と専門家の証言手続
  - 6. 審理期日の進行
  - 7. 仲裁判断
- V. 仲裁判断の取消し及び承認・執行
  - 1. 序論
  - 2. 仲裁判断の取消事由

- 3. 仲裁判断の承認及び執行拒否事由
- VI. 国際商事仲裁の利点・問題点
- VII. 結論

## I. 序論

国際的取引紛争を解決するための方法はいくつか存在するが、最も代表的な制度として、国際訴訟と国際仲裁を挙げることができる。国境を越える取引において、契約締結時に紛争の解決方法についての合意がなされていない場合、当該紛争の解決は国際訴訟を利用することになる。しかし、国際商事紛争を解決するための国際裁判所は存在しないため、紛争当事者は、紛争との関連性を有する特定の国家の裁判所を利用する他なく、相手方の所在する国の裁判所への提訴を考えることになる。この場合、その国家の裁判所が当該紛争について公正な立場で裁判を行うという制度的保障はなく、また、相手方の所在する国の裁判所に行かざるを得なくなるため、様々な困難が伴う。

しかし、国際的な取引契約の締結にあたり、その契約から将来紛争が生じることを予期し、当事者間の契約の中に当該紛争を国際仲裁によって解決する旨の仲裁合意〔仲裁条項〕を設けておくと、次のような利点がある。仲裁では、当事者が判断権限者である仲裁人を選定できるため、仲裁人によって構成された判断機関である仲裁廷は、特定の国家の裁判所に比べて、より公正かつ中立的な〔紛争両当事者の所在国裁判所以外の〕第三の「私設裁判所」としての役割を果たすことができる。仲裁廷は、申し立てられた請求が認められるか否かについて仲裁判断を下すことになるが、この仲裁判断は、1958年に制定された「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約：United Nations Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards」(以下、「New York 条約」という)によって、その国の判決と同じように効力を認められ、強制執行することができる。

経済のグローバル化により、各種の国際取引は想像を超える規模で行われており、国際取引に関する紛争はもはや避けられないといってよい。このような

## 国際商事紛争の解決方法としての国際仲裁について

状況の下で、上記の利点を有する国際仲裁の利用件数は、飛躍的に増加している。さらに、「自由貿易協定：FTA Free Trade Agreement」における投資家対国家間の紛争解決方法（ISDS：Investor State Dispute Settlement）としても仲裁が用いられ、その対象領域は増々拡大している。

仲裁法は、訴訟や調停などの紛争解決の分野に比べて、世界的に共通化する傾向にあるという特徴・利点を有している。大多数の国がNew York条約に加入しており〔2018年2月14日現在では、157カ国が加盟している〕、国際連合の国際貿易法委員会（UNCITRAL：United Nations Commission on International Trade Law）がNew York条約を基礎として1985年に制定し、2006年に改正した「国際商事仲裁に関するモデル法：UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration」（以下、「UNCITRALモデル法」という）を受容した国家は多数に上っている〔UNCITRALモデル法が成立し、それを各国が自国法として採用したことにより、世界標準として確固たるものとなった〕。UNCITRALモデル法は、それを受容していない国家の仲裁法に対しても多大な影響を与えている。なお、韓国は1999年に、日本は2003年にUNCITRALモデル法を受容し、仲裁法を全面改正している。

本稿においては、仲裁合意と仲裁地・仲裁機関の選択(II)、仲裁手続の開始と仲裁廷の構成(III)、手続協議及び日程の決定、主張書面と書証提出、文書提出手続、証人と専門家の証言手続、仲裁判断(IV)、仲裁判断の取消及び承認・執行(V)、国際仲裁の利点・問題点(VI)の順に検討することにする。

その他、仲裁廷の臨時的処分（暫定措置）〔民事訴訟では証拠保全や民事保全の制度が整備されているが仲裁手続においても暫定措置が用意されている〕と仲裁合意の準拠法、仲裁手続の実体準拠法、紛争の実体判断に適用される法律〔事項ごとに別の準拠法がありうる〕なども重要な論点であるが、本稿では扱わないことにする。

## II. 仲裁合意と仲裁地・仲裁機関の選択

### 1. 仲裁合意の重要性

仲裁は、当事者間の紛争を訴訟によらずに解決する方法の一つで、当事者が仲裁人による紛争の解決に服することを合意し、これに基づいて進められる手続をいう。この当事者の合意が、仲裁合意であり、仲裁合意が有効に成立していることが、手続の端緒において重要となる。仲裁合意は、仲裁のすべての基礎であり、仲裁人が仲裁手続を開始・進行させ仲裁判断を下すための根拠になる<sup>(1)</sup>。

仲裁合意は、本質的に紛争解決に対する国家の裁判権を排除し、当事者の意思によって選定された第三者に裁定権限を付与するものである。当事者は、仲裁合意の効力に基づいて、代替的な紛争解決方法である仲裁手続によって、判決にあたる仲裁判断を得ることができ、その過程で裁判所の協力を求めることもできる。そして仲裁合意の対象となっている紛争について訴えが提起された場合、〔被告が〕仲裁合意がなされているという抗弁をしたとき、裁判所はかかる訴えを却下しなければならない〔仲裁合意がある限りにおいては、合意に反して提訴された場合には妨訴抗弁となるという効力を有する〕。

従って国際仲裁において仲裁合意はその出発点であり、それ以降、仲裁判断の効力を争う場合の最も重要な争点の1つとなるものである〔仲裁は仲裁合意をしたときからすでに始まっているといえることができる〕。まず仲裁合意は New York 条約や UNCITRAL モデル法が規定しているように、書面を要求するのが一般的であり、書面要件を満たしているか否かが問題となる<sup>(2)</sup>。つぎに、当事者間の紛争を仲裁によって解決しようとの意思の合致があったかどうか、さ

---

(1) 金甲猷 (Kim, Kap You) ほか『仲裁実務講義 (改訂版) (Arbitration Law in Korea)』(2016) 37頁。

(2) 拙稿「仲裁判定の承認及び執行のために提出する書類」『仲裁研究』第23巻第2号 (2013. 6) 133頁以下参照。

らに、問題となった事案が仲裁合意の範囲であるかどうか争われる。

これは、次の4つの局面で問題になる。(1)仲裁手続の中で仲裁合意の効力を争う場合、仲裁廷がその権限の有無を判断し、有効に存在すると判断すれば、手続を続行できるとするのが一般的である。(2)どちらかの当事者が仲裁合意の無効を主張し、同じ紛争について裁判所に訴訟を提起した場合において、相手方が仲裁合意の存在を妨訴抗弁として主張する場合である。(3)仲裁判断が下された後、仲裁合意の効力を争いながら仲裁判断の取消しを求める場合がありうる〔仲裁判断の取消しの局面〕。(4)仲裁判断の執行手続において仲裁合意の効力を争い、執行拒否事由を主張する場合がある<sup>(3)</sup>〔仲裁判断の承認執行の局面〕。

上記に関連して、どのような紛争が仲裁によって解決できるのかという問題を紛争対象の仲裁可能性 (arbitrability) という〔法が仲裁によって解決することを認める範囲〕。仲裁可能性が問題となる紛争として、商事紛争であるものの、公法的分野が介入する、知的財産権、独占禁止法、証券取引法、倒産法についての紛争を挙げることができる。これらは、世界的にみて、国際仲裁による解決が可能な分野を拡大して行く傾向にある<sup>(4)</sup>。

## 2. 仲裁合意に含まれる事項

仲裁合意をする場合、当事者は仲裁地と審理場所、仲裁機関、仲裁人の数、仲裁手続に使用する言語、準拠法、秘密保持、証拠調べの方法、仲裁費用などの事項について合意することができる<sup>(5)</sup>。しかし実際には、まず本契約の締結、例えば代金や契約条件などを中心に交渉が行われ、紛争解決に関連する条項は最終段階で決定することになる。そのため、紛争解決条項についての議論が不

---

(3) 以上につき、谷口安平＝鈴木五十三編著『国際商事仲裁の法と実務 (Law and Practice of International Commercial Arbitration)』(2016) 56頁 [早川吉尚執筆]。

(4) その詳細については、金甲猷ほか・前掲注(1)79頁以下、林成雨 (Lim, Sung Woo)『国際仲裁 (International Arbitration)』(2016) 121頁以下を参照。

(5) 金甲猷ほか・前掲注(1)105頁；Gary B. Born, *International Arbitration: Law and Practice* (2012), p. 35. また鄭洪式「国際商事契約締結おいての仲裁合意条項についての実務的な考慮事項」『通商法律』第115号 (2014. 2) 47頁参照。

十分な状態で終わることがよくあり、一部についてのみ合意がなされた状態で契約の締結がなされることがある。以下、仲裁合意における重要事項である仲裁地と仲裁機関の選択について検討することにする。

### 3. 仲裁地

仲裁地 (arbitral seat, place of arbitration) は、仲裁の法的住所といえるし、仲裁判断が下される場所を意味する。かかる仲裁地なる概念は純粹に法的な概念であり、実際に仲裁手続が行われた場所、例えば審理期日が開かれた場所、証人尋問が行われた場所とは区別しなければならない<sup>(6)</sup>〔当該仲裁手続に関して審問が行われる審問場所が、仲裁地と異なる地であったとしても問題はない〕。

仲裁地は、仲裁手続及び仲裁判断の執行と取消手続の全体にわたって法律的に重要な意味を持つ。仲裁手続に適用される法律として仲裁廷がいわゆる法廷地の法 (lex forum) として仲裁地の法 (lex arbitri) を準拠法とする場合がほとんどである。また、一般的に、国際仲裁判断の取消しは、その仲裁地が所在する国家の裁判所が専属管轄権を有するとされている。仲裁地法は、仲裁手続について当事者が合意していないことを補完する補充規範としての機能を有する一方、当事者による私的自治に基づく合意がなされたとしても、仲裁地法の強行規定に違反する場合にはその効力を認めないという私的自治の限界を設定する基準として作用することもある<sup>(7)</sup>。

イギリスの Queen Mary University of London, School of International Arbitration (以下、「Queen Mary」という) は、定期的に仲裁利用者を対象に、国際仲裁に関する設問調査を行っており<sup>(8)</sup>、「2015年の国際仲裁設問調査—国際仲裁における改善と革新—」(2015 International Arbitration Survey: Improvements and Innovations in International Arbitration) の調査結果による

---

(6) 石光現 (Suk, Kwang Hyun) 『国際商事仲裁法研究第1巻』(2007) 157頁、睦栄峻 (Mok, Yong Jun) 『商事仲裁法 (Commercial Arbitration)』(2011) 119頁、金甲猷ほか・前掲注(1)120頁。

(7) 林・前掲注(4)44頁。

(8) <http://www.arbitration.qmul.ac.uk/research/index.html> (2017. 5. 12 検索)

と、選好度が高い仲裁地は、1. London, 2. Paris, 3. Hong Kong, 4. Singapore, 5. Geneva, 6. New York, 7. Stockholm の順であった<sup>(9)</sup>。仲裁地選択の考慮事項として、(1)仲裁地に対する高い評判と認知度、(2)仲裁契約と準拠法との一致、(3)産業別特性及び紛争類型との関連性、(4)仲裁地に対する個人的選好度、(5)会社の政策や指針、(6)相手方の要求、(7)外部法律専門家の勧誘が順に挙げられたことは参考に値する。2015年の設問調査結果によると、以前の結果に比べ、Hong Kong と Singapore の選好度が大きく向上しているとのことであった<sup>(10)</sup>。

2016年に韓国において実施された設問調査の結果によると、韓国の仲裁関連業務の従事者が選好する仲裁地は、1. Singapore, 2. Seoul, 3. Hong Kong, 4. London, 5. New York, 6. Paris の順であった<sup>(11)</sup>。韓国では、ヨーロッパやアメリカよりもアジア地域の仲裁地を好む傾向にあるとの結果が出ているが、日本も同様の傾向にあるものと思われる。その理由として、地理的な利点と手続的柔軟性を挙げることができる。例えば Singapore と韓国の時差は、ヨーロッパと韓国の時差より短いこと、仲裁はその仲裁地の訴訟方式に従うことが多い(London での仲裁はイギリスの従来の民事訴訟の方式に倣って進行されることが通常である)が、Singapore では従来の訴訟方式から離れて比較的柔軟な方式の仲裁手続の運営が可能である等の点が挙げられている。

#### 4. 仲裁機関

仲裁には仲裁を管理する機関の監督下で行われる機関仲裁 (institutional arbitration) と仲裁機関の関与なしで行われる非機関仲裁 (ad hoc arbitration, 任意仲裁, 臨時仲裁ともいう) がある。機関仲裁が一般的に使用されているので、

---

(9) 2015 International Arbitration Survey: Improvements and Innovations in International Arbitration, School of International Arbitration, Queen Mary University of London (以下 Queen Mary 2015 Survey と引用する), p. 12; <http://www.arbitration.qmul.ac.uk/research/2015/index.html> (2017. 5. 12 検索)

(10) Queen Mary 2015 Survey, p. 13.

(11) 『韓国の2016年国際仲裁設問調査研究報告書』(責任研究員: 李鎬元) (2017) 26頁。

本稿では機関仲裁のみ説明する。

仲裁合意において仲裁地の選択と共に決定しなければならない重要な要素は、仲裁機関と仲裁規則の選択である。仲裁機関を選択した場合、ほとんどその仲裁機関の仲裁規則を適用することになる<sup>(12)</sup>。

前述の Queen Mary の2015年設問調査の結果によれば、選好される仲裁機関は、1. ICC (International Chamber of Commerce), 2. LCIA (London Court of International Arbitration), 3. HKIAC (Hong Kong International Arbitration Center), 4. SIAC (Singapore International Arbitration Center), 5. SCC (Stockholm Chamber of Commerce), 6. ICSID (International Center for Settlement of Investment Disputes), 7. ICDR/AAA (International Center for Dispute Resolution/American Arbitration Association) の順である<sup>(13)(14)</sup>。注意すべき点は、仲裁地を定めたとしても、必ずしもその仲裁地に所在する仲裁機関を選択する必要はないということである。例えば、Singapore を仲裁地として選択したとしても、仲裁機関は Paris に本部を置く ICC を選択することもあり、実際、そのようなケースは少なくない。

同調査結果によると、上記の仲裁機関を選好する理由として順に、(1)一定水準の事務処理能力（積極性、施設、職員のレベル等）、(2)中立性／国際性、(3)世界的影響力（global presence）・世界的に仲裁手続を管理する能力（ability to administer arbitration worldwide）、(4)仲裁人の自由な選択（例えば制限的である機関の仲裁人リストの排除）、(5)手続の迅速性、(6)仲裁機関による仲裁判断の精密な検討（scrutiny of award by institution）、(7)地域的影響力／知識（regional presence・knowledge）、(8)特定の事件類型についての専門性、(9)費用の問題、

---

(12) Gary B. Born, *supra* note 5, p. 36. 金甲猷ほか・前掲注(1)112頁は、当事者が仲裁機関と仲裁規則を異にする仲裁条項を作成する場合があるが、多くの混乱を引き起こすことがあるので望ましくないとする。

(13) Queen Mary 2015 Survey, p. 17.

(14) 上記の各仲裁機関に関するものとして、金甲猷ほか・前掲注(1)8頁以下；谷口安平＝鈴木五十三編著・前掲注(3)65頁以下 [早川吉尚執筆]；Gary B. Born, *supra* note 5, pp. 29-34 参照。



(10) 仲裁人忌避決定の透明性、が挙げられたことは参照に値しよう<sup>(15)</sup>。

### Ⅲ. 仲裁手続の開始と仲裁廷の構成

#### 1. 仲裁手続の開始

機関仲裁による仲裁は、仲裁合意の当事者の一方である申立人 (claimant) が仲裁機関に仲裁申立書 (request for arbitration) を提出することにより開始され、仲裁機関は仲裁申立書を被申立人 (respondent) へ送達する。仲裁申立書に記載すべき事項は、それぞれの仲裁機関によって若干異なるが、申立ての趣旨および申立ての理由以外にも、仲裁人選定についての意見、仲裁手続の使用言語、仲裁地についての合意の内容または意見などの記載を要求するのが一般的である<sup>(16)</sup>。被申立人は、仲裁規則の定めに従い仲裁申立書に対する答弁書 (answer) を記載して提出することになる<sup>(17)</sup>。

被申立人は、答弁書の提出の他に仲裁規則の定めに従い申立人に対して反対請求 (counterclaim) をすることができるが、仲裁規則によっては提出期限が定められている場合があるので注意を要する<sup>(18)</sup>。

#### 2. 仲裁廷の構成

機関仲裁の場合、通常、申立書および答弁書が提出された後に、仲裁廷 (arbitral tribunal) が構成される。

国際紛争の解決方法として仲裁を選択する理由は、特定の国家の裁判所ではなく、第三の中立的で公正な私設判断機関に、紛争の解決案を提示してもらうことにあり、仲裁廷の構成は国際仲裁における核心的事項の一つである。訴訟

---

(15) Queen Mary 2015 Survey, p. 18.

(16) 例えば ICC Arbitration Rules § 4 ③.

(17) しかし、答弁書を提出しなかったことによる法律上の不利益はない。金甲猷ほか・前掲注(1)20頁。

(18) 例えば ICC Arbitration Rules § 5 ⑤は、被申請人の反対請求は答弁書と一緒に提出しなければならない旨規定している。

の場合、裁判所は当事者の意思とは無関係に担当裁判部を決めるが、仲裁の場合、当事者が仲裁廷を構成する仲裁人 (arbitrator) の選定に直接関与することができる。これが仲裁の大きなメリットである。

仲裁廷は、通常、1人または3人の仲裁人で構成される。大型の経済事件においては、3人の仲裁人により仲裁廷が構成されることが多い。3人の仲裁人の選定方式は、仲裁の当事者が合意した仲裁機関の規則に従うが、その具体的な方式は仲裁機関によって異なる。通常、申立人と被申立人が各1人ずつ仲裁人を選定し、その2人の仲裁人が協議・合意により議長仲裁人を選定し、その協議・合意が調わない場合には、仲裁機関が選定する方式を採る。一般に、国際仲裁においては単独仲裁人または議長仲裁人については、紛争の当事者とは異なる国籍を有していることが求められる<sup>(19)</sup>。

各当事者にとって仲裁人の選定は、最終決定権者の選定に関与することができる重要な機会である。それゆえ、仲裁人の国籍、仲裁人に選定されるべき者が慣れている法体系、紛争に適用される法律の理解度、紛争内容となった取引についての理解度、仲裁手続で使用する言語、証人が使用する言語または書類で使用される言語の理解度、文化的背景、相手方側が既に選定した仲裁人あるいは将来選定される可能性のある仲裁人との関係、議長仲裁人になる候補者との関係等、諸要素を勘案しながら総合的に考慮することが必要となる<sup>(20)</sup>。

仲裁人は、判断のみならず手続進行においても不偏性を維持しなければならない。仲裁当事者はじめ仲裁結果に利害関係を有するすべての当事者との関係において独立性を維持しなければならない。訴訟の場合、裁判官は、各国の法律に従い、法定された厳格な要件を満たした有資格者であるという保証があるのに対して、仲裁の場合は、仲裁人について国際的な資格要件があるわけではない。とくに仲裁人の仕事だけを職業とする者は少なく、およそ仲裁事件の当事者の代理業務や諮問業務などを担当している者が仲裁人に選定される場合が多い。国際仲裁において仲裁人として選定するに値する能力を有する者の数は限

---

(19) ICC Arbitration Rules § 13 ④, UNCITRAL Arbitration Rules § 6 ⑦.

(20) 金甲猷ほか・前掲注(1)157頁。

られているので、事案によっては、仲裁人が一方当事者と一定の関係または交渉を有していたことが少なくないのであって、仲裁人としての不偏性と独立性に疑いを生じさせる事由があるとの指摘もなされている<sup>(21)</sup>。

ほとんどの仲裁規則は、かかる疑いを排除するための方策の1つとして、仲裁人への就任を依頼された者に、自身の不偏性や独立性に疑義の生じうる事実を開示することを要求しており、当事者は開示された事由を検討することになる<sup>(22)</sup>。

選定された仲裁人に不偏性または独立性を疑うに足る合理的な理由が存在する場合、当事者は当該仲裁機関の定める仲裁規則に従い、その仲裁人に対して忌避 (challenge) を申し立てることができる<sup>(23)</sup>。忌避申立が受け入れられない場合でも、場合によってはかかる疑いのある仲裁人を排除しないで下された判断は、仲裁判断取消の対象となることがあり、また、仲裁判断の執行段階において、執行拒否事由の一つとして認められることもありうる。

仲裁人の不偏性と独立性を評価すべき事実の指針として、国際商事仲裁の実務においては、IBA (International Bar Association) が作成した「国際仲裁における利益相反に関する IBA ガイドライン」(IBA Guideline on Conflicts of Interest in International Arbitration) (以下、「IBA 利益相反ガイドライン」という) が広く受け入れられてきた。IBA 利益相反ガイドラインでは、仲裁人の仲裁当事者についての利害関係を、放棄不可赤色リスト (non-waivable red list),

---

(21) 林成雨・前掲注(4)28頁は、従来の実務における問題点を指摘している。すなわち、一定の規模以上の国際紛争に仲裁人として選定される者は、およそ50歳以上の白人男性弁護士または教授等で、その人数が非常に限定されていること、彼らは社交クラブのメンバーのように、仲裁人または仲裁事件の代理人としての役割を交互に担当したり、様々な仲裁会議を通じて互いに交流したりしながら、国際仲裁手続に関する様々な主要な政策決定を主導していること、高額の手当または弁護士報酬のような経済的なインセンティブを少数の国際仲裁の実務家が得ることによって仲裁手続の公平さが損なわれること、国際仲裁の実務が商業化しているとの批判がなされていること等があげられている。

(22) ICC Arbitration Rules § 11 ②, UNCITRAL Arbitration Rules § 11.

(23) ICC Arbitration Rules § 14, UNCITRAL Arbitration Rules § 12.

放棄可能赤色リスト (waivable red list), オレンジ色リスト (orange list), 緑色リスト (green list) の4つのカテゴリーに分け、各カテゴリーに該当するケースの処理方法についてガイドラインを提供している〔このリストは例示的列挙であり、個別具体的な事情により判断が異なることがある〕。例えば、放棄不可赤色リストに挙げられた事由の1つは「当該仲裁人が一方当事者に対し——かなりの経済的または個人的な利害関係を有する場合」で、仲裁人は就任の承諾を拒絶するか選定されても辞任しなければならない。放棄可能赤色リストに挙げられた事由の1つは「当該仲裁人が一方当事者かその関連会社に対して当該事案に関して法的助言か専門意見を述べたことがある場合」で、全ての利害関係人が明示的に同意した場合に限りかかる事由の存する仲裁人に活動を許容できる。オレンジ色リストに挙げられたリストの1つは「仲裁人が所属する法律事務所が現在の一方当事者——に対して不利に事件を進行する場合」で、仲裁人〔候補者〕は開示義務を負担する。一定期間内に異議申立がない場合は異議を放棄したものとみなすことができる。緑色リストに挙げられた事由〔客観的な基準に照らして、仲裁人の不偏性・独立性に疑義を生じさせない事由〕の1つは「仲裁人が一方当事者の代理人と過去に一緒に仲裁人を務めたことがある場合」で、仲裁人〔候補者〕は開示義務を負うことなく、仲裁人の職務を遂行することができる。このような詳しいガイドラインがあること自体から、仲裁人の不偏性と独立性に関する論争が多くなされていることが窺える。

上記の IBA 利益相反ガイドラインと後述する「国際仲裁証拠調べに関する IBA 規則」(IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration) (以下、「IBA 証拠規則」という)及び「仲裁手続進行に関する UNCITRAL ノート」(UNCITRAL Notes on Organizing Arbitral Proceedings)などを soft law という。これらは国際的に統一された完全な仲裁法が存在しない現実に照らして、重要な役割を担っており、Queen Mary による2015年設問調査の結果によると、多くの事件において使用され、その有用性が認められている<sup>(24)</sup>。

---

(24) Queen Mary 2015 Survey, pp. 35-36.

## IV. 仲裁手続の進行

### 1. 序論

仲裁事件は一般的に以下のような手続によって進行される。

仲裁手続の開始（仲裁申立）>被申立人の答弁>仲裁廷の構成>  
事前準備会合>主張書面の交換及び証拠の提出，文書提出手続>  
審理期日（証人と専門家の証言を含む）>手続の終結及び仲裁判断

仲裁手続の基本原則として、当事者自治の原則を挙げることができる。当事者は原則として仲裁手続について自由に合意することができ、合意がなされていない場合にのみ仲裁廷が適切と決める方式で仲裁手続が進行することになる。これは、訴訟において任意の訴訟が厳格に禁止されることに比べると、かなり異なっている。

しかしかなる場合にも、UNCITRALモデル法第18条が規定するように「当事者は平等に扱われなければならない、各当事者は、その主張，立証を行う十分な機会を与えられなければならない」という手続的正義が強調され、これに違反する場合は仲裁判断の取消しなくし執行拒否の事由になることがありうる。

仲裁手続の公開について、仲裁機関の規則は非公開を原則とするものが多く<sup>(25)</sup>、審問等の手続は非公開で行われることが多い。しかし、投資条約仲裁のように手続が公開される場合もある<sup>(26)</sup>〔審理手続において投資条約仲裁が商事仲裁と異なるのは、手続の透明性である。投資条約仲裁の場合、その公的性質に鑑み、一定程度の情報公開が定められている〕。この点において、裁判の場合、公開義務がほとんどの国家において憲法的次元から要求されることは異なっている。

仲裁廷は裁判所のような常設機関ではなく、世界各地に存在する仲裁人が一定の期間中に集まり仲裁手続を進行させるため、事前に主張および証拠関係を

---

(25) 大韓商事仲裁院国際仲裁規則第52条。LCIA Arbitration Rules § 30.

(26) 金甲猷ほか・前掲注(1)179頁。

すべて整理し、集中的に審理を行うことになる。そのため、後述するように、手続協議及び日程の決定が事前に行われる必要がある。これは、一定期間陪審員を集めて集中審理を行う英米式の陪審裁判と類似性があるといえる。

仲裁手続は、仲裁廷を構成する仲裁人や当事者の代理人が熟知した法制度に基づいて進行されることが多く、仲裁地の訴訟制度の影響を受けることも多い。例えば韓国における国内仲裁の場合、仲裁人のほとんどが韓国人であり、仲裁手続も韓国民事訴訟手続に準じて進行する。

以下、仲裁手続を概観・検討することにする。

## 2. 手続協議及び日程の決定

国際仲裁事件の場合、仲裁廷構成の後に、事前準備会合（preliminary meeting）を開催するケースが多い<sup>(27)</sup>。準備会合は仲裁廷と双方の当事者が一堂に会して行われることが一般的であるが、場合によっては電話会議やビデオ会議を通じて行われることもある。これを通じて、仲裁の遂行のために仲裁廷が従う手続日程（procedural timetable）が作成されることになる。審理期日は特別な事情がない限り変更しないことが慣行である<sup>(28)</sup>。

また仲裁廷は、主張書面の提出の方式、文書の提出手続の許容範囲、証人尋問の方式、口頭弁論の方式等、当該仲裁事件の進行手続にかかる詳細な事項を定めた手続命令（procedural order）を作成して当事者に交付するのが一般的である<sup>(29)</sup>。

とくに ICC 仲裁には、付託事項書（TOR, Terms of Reference）を作成するユニークな手続が存在する。付託事項書は、仲裁廷が各当事者の主張と申立趣旨、事実の争点に適用する手続的な規定を含む当該仲裁に係る全体的な事項を

---

(27) 林成雨・前掲注(4)219頁。ICC Arbitration Rules § 24は、事件管理会合（case management conference）という。

(28) 金甲猷ほか・前掲注(1)190頁、中川直政「国際仲裁手続における実務の流れ」『The Lawyers』（2016年11月）25頁。

(29) 金甲猷ほか・前掲注(1)192頁。

簡略な形態で整理する文書である<sup>(30)</sup>。

仲裁においては、進行中の手続に係る争いがしばしば発生する。それは各当事者が自国の民事手続法に基づく進行を主張することがあるからである。民事訴訟法は詳細な規定が置かれているのに対して、仲裁法ないし仲裁規則は簡略な規定だけが置かれているにとどまることからすれば、当然の現象といえる<sup>(31)</sup>。

### 3. 主張書面と書証提出

国際仲裁では多くの場合、仲裁手続の早い段階で策定された手続日程と手続命令の内容通りに進行される。実務上、審理期日前に、申立人・被申立人の双方各2回の主張書面 (brief memorial) を提出することが多いようである。

具体的な主張書面の提出については、〔申立書・答弁書のほかに〕まず申立人が主張書面を提出し被申立人が反論書面を提出した後、申立人が再び反論書面を提出し、これに対し被申立人が再び反論書面を提出することがある。事案によっては、申立人と被申立人が同時に主張書面を提出し、その後もう一度同時に自己の相手方の主張書面に対する反論書面を提出することもある。具体的な進行方式は、仲裁廷と当事者の選択により異なる<sup>(32)</sup>。

また主張書面の提出とあわせて、証拠書類の提出がなされることが一般的であるが、主張書面及び証拠書類の提出とあわせて、専門家の陳述書・報告書が提出されることもある。

### 4. 文書提出手続 (document production)

国際仲裁において、双方の当事者は相手方に対して特定の文書の提出を求めることができ、仲裁廷が必要であると認める場合、文書提出を命ずる手続が一般的に利用されている。

---

(30) ICC Arbitration Rules § 23.

(31) 金甲猷ほか・前掲注(1)21頁。

(32) 金甲猷ほか・前掲注(1)3頁。

国際仲裁では文書の提出が自己に不利であるとの理由により特定の文書の存在を否定したり、文書を隠匿することはほぼ不可能である。むしろ当該契約または当該紛争にかかるすべての文書が審理の場に現出されることにより、真実発見に役立つことになる。

相手方と交わした文書のみならず、相手方に公開されていなかった内部の意思決定やそのような意思決定のプロセスを示す内部文書も相手方及び仲裁廷に公開されることがあるため、事実と異なる主張をすることは非常に危険である<sup>(33)</sup>。

仲裁における文書提出命令は、アメリカ民事訴訟における証拠開示制度(discovery)に比べて、比較的限定的に行われるが、証拠開示の範囲等の判断は仲裁廷の裁量に属する問題であり、最終的にはどのような法律に精通している仲裁人によって仲裁廷が構成されるか、当事者や代理人がどの法系に属しているかにより、文書提出命令の範囲も異なってくる<sup>(34)</sup>。

実務的には、国際仲裁において文書提出をめぐる問題が生じた場合、IBA証拠規則を適用するとの合意がなされることが多いようである<sup>(35)</sup>。IBA証拠規則は厳格な規則というより指針として適用されるが、実際には、証拠規則としての役割を果たしている。この規則は、比較的広汎な証拠開示を認める英米法系諸国と、文書の提出要求に非常に消極的な大陸法系諸国の立場の折衷的立場に立ち、中立的な基準を提示しているとの評価もなされている<sup>(36)</sup>。

実務上、文書提出要求に関して、英米法系で一般に認められる秘匿特権(legal privilege)によって文書提出を拒否することが許されるのかという問題がある。これは民事・刑事訴訟やその他の紛争解決手続において、特定の文書や情報の開示を拒否したり、他人に開示しないことを認める権利である。国

---

33) 金甲猷ほか・前掲注(1)22頁。

34) 金甲猷ほか・前掲注(1)198頁。

35) 金甲猷ほか・前掲書199頁、中川・前掲注2826頁；Gary B. Born, *supra* note 5, p. 185.

36) 林成雨・前掲注(4)226頁、鄭洪式「国際仲裁手続内の証拠調べ—国際弁護士協会(IBA)の2010年証拠規則を中心に—」『仲裁研究』第21巻第3号(2011年)26頁。



際仲裁において議論されるのは、弁護士と依頼者間において法的助言を得るためになされた秘密のコミュニケーション（文書・Eメール）に適用される弁護士—依頼者間特権（attorney-client privilege）と、弁護士が訴訟を予期して作成された文書その他の有形物に適用される弁護士の職務活動の成果（attorney work-product）に関する例外などである<sup>(37)</sup>。

IBA 証拠規則は上記のような特権が認められる場合、英米法系と大陸法系の手続を折衷したアプローチを提案している<sup>(38)</sup>。

従って、当事者の代理人弁護士としてはその当事者が保有するすべての文書を検討して、当該文書が提出の対象となるのか、特権を理由に提出を拒むことができるのかを検討することになる。通常、その過程で非常に多くの時間と弁護士費用がかかる<sup>(39)</sup>。

日本民事訴訟法は、第220条第4号(ニ)において、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」と規定しており、いわゆる「自己使用文書」は文書提出命令の対象から除外される。しかし、国際仲裁においては、文書開示が求められる局面において、自己使用文書であることのみを理由として開示対象から除外されるべきことを期待すべきではない<sup>(40)</sup>。

## 5. 証人と専門家の証言手続

裁判所の裁判における証人と鑑定人の尋問のように、国際仲裁においても証

---

(37) その具体的な内容として、金甲猷ほか・前掲注(1)202頁以下、谷口安平・鈴木五十三編著・前掲注(3)241頁以下〔飛松純一執筆〕参照。また金甲猷ほか「国際仲裁手続における書類公開義務とその例外としての弁護士—顧客間の特権に関する研究—」『法学評論（ソウル大学校）』第1巻（2010）469頁参照。

(38) 金甲猷ほか・前掲注(1)202頁、鄭・前掲注(3)647頁、眞鍋佳奈「証拠開示と秘密保持 仲裁手続きではどこまで企業秘密が保たれるのか」『The Lawyers』（2016. 11）34頁。

(39) 金甲猷ほか・前掲注(1)198頁。

(40) 谷口安平・鈴木五十三編著・前掲注(3)244頁〔飛松純一執筆〕、中川・前掲注(28)34頁。

人や専門家の証言は非常に重要である。

国際仲裁の場合、前述のように仲裁人が集まり事前協議を行うこと、期限内に集中審理が行われるため、その審理期日中にすべての証人に対する尋問が順次行われる。

また仲裁の場合、特定の専門分野の専門家証人を当事者双方が各自申請し、専門家証人が攻防を展開する場合が一般的であるという特徴がある。例えば、建設紛争の場合、建設業務に関連する過失の有無と工期の判断のために建設関係技術専門家の証言が必要であり、損害賠償を求める仲裁においても、会計事務所等の損害額算定専門家の助けを受けることが不可欠な場合がある<sup>(41)</sup>。

## 6. 審理期日 (hearing) の進行

国際仲裁の場合、仲裁人及び当事者代理人は期間を定め、審理をある程度集中して開催することが多い。審理期日は1回開催されるのが一般的である。ただし、仲裁の進行過程で管轄について争いがある場合、管轄の部分と本案の部分とを分離して進行すること、責任の存否についての部分と具体的な損害額算定についての部分を分離して進行することもある。さらに、事案が複雑で審理すべき事項が膨大な場合、審理期日が2回以上開催されることもある<sup>(42)</sup>。

国際仲裁の審理期日の期間については、通常5～10日程度の期間集中的に進行されるという説明<sup>(43)</sup>、通常は3日、長い場合は2週間以上の期間集中的に進行されるという説明<sup>(44)</sup>、通常1週間以内、そして特に複雑な事件の場合も2週間以内の範囲で進行するといった説明がなされているが<sup>(45)</sup>、事件の経済的規模、事案の困難性、複雑性、当事者の事情など諸般の事情に照らし合わせて期間が決定されているようである<sup>(46)</sup>。

---

(41) 金甲猷ほか・前掲注(1)211頁。

(42) 金甲猷ほか・前掲注(1)25頁。

(43) 金甲猷ほか・前掲注(1)25頁。

(44) 金甲猷ほか・前掲注(1)213頁。

(45) 林・前掲注(4)234頁。

(46) イギリスの著名な仲裁人で弁護士である Gary B. Born 氏は、2017年6月26日か

審理期日では双方当事者が事件の概要を説明する冒頭意見陳述 (opening statement) が行われ、その後、事実関係について証人・専門家証人の尋問が行われるのが一般的である。実務上では審理期日の進行の概要、証人・専門家証人として採用するかどうか、尋問の順序と時間の配分、対質、証人の尋問時に他の証人の同席を認めるか、通訳人の付き方等の問題について、当事者、代理人たちの意見を聴いて、仲裁廷が最終的に決定する。それによって審理期日を進行することが一般的である。証人の尋問が終了した後、両当事者の合意または仲裁廷の選択に従い、審理期日の過程で新たに浮上した争点または仲裁廷が確認を要する争点について、最終意見陳述 (closing statement) を行う場合もある。具体的な進行方式は、仲裁人が英米法諸国の出身であるか、大陸法諸国の出身であるかによって異なる可能性がある<sup>(47)</sup>。

国際仲裁では審理期日後、審理期日に現れた全ての証拠を整理し、全体的な主張を再整理する形式の最終書面 (post-hearing brief) を提出する機会が多い<sup>(48)</sup>。

## 7. 仲裁判断 (arbitral award)

訴訟において裁判所が判決書〔判決原本〕を作成するのと同様に、仲裁においても手続終結後、仲裁廷が最終的な合意を経て、仲裁判断書を作成することになる。ただ、訴訟においてはあらかじめ裁判所が判決言渡期日を指定し、言渡し後その判決書を当事者に送達するところ、仲裁においては仲裁判断を言渡すための手続はなく、直ちに判断書の送達が行われる。この場合、判断書の正

---

ら30日まで延世大学校法学専門職大学院で、国際仲裁について講義されたことがある。その時、筆者は審理期間について質問をした。Gary B. Born氏は、審理期日が2週間以上進行することは非常にまれであり、その理由として、世界の各地に散在している仲裁人のスケジュールを合わせにくく、また長期間の審理期日の進行のための事務準備が困難であることを挙げられた。2週間以上の審理が必要な場合には、審理期日を2回に分けて進行することが多いという説明があった。

(47) 金甲猷ほか・前掲注(1)213頁、林・前掲注(4)234頁。

(48) 金甲猷ほか・前掲注(1)216頁。

本でなく、仲裁人が揃って署名した判断の原本を数通作成して送達するのが一般的である。

仲裁判断書においては、事件番号と当事者、作成日と仲裁地などの形式的記載事項のほかに、主文と判断理由を記載する。その理由において、仲裁合意と準拠法、手続進行に関する事項、当事者の主張の要旨とこれに対する仲裁廷の判断とその根拠、反対意見などが記載される<sup>(49)</sup>。

仲裁廷は、仲裁費用〔仲裁人報酬を含む仲裁管理費用と各当事者の弁護士費用に分けられる〕の負担に関する命令を出す場合が普通である。この場合、双方当事者は、仲裁判断がなされる前に、実際に支払った弁護士報酬を含む諸費用の内訳書を作成して提出する。仲裁廷は内訳書を基礎として合理的な範囲で、敗訴者が勝訴者に対して補償すべきとの仲裁判断を下すことが一般的である<sup>(50)</sup>〔勝敗の割合ではなく、諸般の事情が考慮される〕。

## V. 仲裁判断の取消し及び承認・執行

### 1. 序論

仲裁判断は国家の意思とは無関係に選任された仲裁人により、国家が提供していない争訟手続に従ってなされるものであるので、国家の立場として無条件でその効力を認めることはできない〔仲裁判断は、私設の裁判であり、成立手続および内容については、訴訟における判決と同程度の適法性が常に確保されているわけではない。国家は、適法性の担保なしに、仲裁判断の執行を行うことは妥当ではない。多くの国では、強制執行が求められている地の裁判所に申し立てて、裁判所による一定の審査を受けたいうえで、執行力が付与されるという方法を採用している。日本の仲裁法45条もかかる方法を採用している〕。その効力を認めるにあたり、仲裁判断に至った手続が衡平の原則に照らして不当なものではないか、または判断に国家政策上や公序の観点から、顕著な瑕疵があるか否かを審査する必要がある。

---

(49) 金甲猷ほか・前掲注(1)231頁。

(50) 金甲猷ほか・前掲注(1)217頁。

また、仲裁人の下した仲裁判断に裁判所の確定判決と同一の効力を認めるとしても、仲裁人は私人であり、仲裁判断を執行する権限を有しておらず、最終的には、特定の国家の公権力を通じて仲裁判断を執行することになる。その過程で上記のような事項を審査する必要がある<sup>(51)</sup>。

とくに、仲裁判断が外国仲裁判断〔強制執行が求められている地と仲裁地が異なる場合に、当該仲裁判断を外国仲裁判断と位置づける〕の場合は、内国仲裁判断に比べて、上記のような審査の必要は大きいといえる。

このように国家の立場で審査した結果、自国内で出された仲裁判断に上記のような瑕疵があると認められる場合、その判断の効力を喪失させる必要がある。そのための手続が仲裁判断の取消手続である。仲裁判断を承認・執行しようとする際にも、裁判所による上記のような審査がなされることになっている。その審査の結果に基づいて仲裁判断の効力を認めるか否か、あるいは執行を許可するか否かを決定する手続が、仲裁判断の承認・執行手続であるといえる。

仲裁判断の取消手続と承認・執行手続は各国の法制によって異なっている。例えば、韓国と日本は仲裁判断の執行手続を判決手続ではなく、決定手続を採用している点で共通しているが、仲裁判断取消手続の場合、日本は決定手続を採用しているのに対して、韓国は判決手続を採用している点で異なっている。

## 2. 仲裁判断の取消事由

国際仲裁における国際仲裁判断の取消事由は、原則として各国の法律に規定されている。国際仲裁に関する国際的条約は一般的に仲裁判断の取消事由について制限を設けておらず、それについては各国の法律に委ねられている<sup>(52)</sup>。

UNCITRAL モデル法は、その取消事由について、New York 条約第 5 条に

---

51) 梁炳晦ほか『仲裁法』(2005) 197 頁 [李鎬元執筆]、小島武司・猪股孝史『仲裁法』(2014) 471 頁。

52) 拙稿「国際仲裁判定の取消事由の拡張または制限—裁判所による本案の審査と関連して—」『国際去来法研究』第21集第2号(2012年12月) 180 頁。

規定された仲裁判断の承認・執行拒否事由がある場合のみ取消し可能であると規定している〔UNCITRALモデル法は、New York条約の承認執行拒否事由をほぼそのまま採用している〕。UNCITRALモデル法を受容している国家においては、仲裁判断の取消制度において挙げられている取消事由と、承認執行制度において挙げられている執行拒否事由は、事実上同一であるといえる。

アメリカ、イギリスのようにUNCITRALモデル法よりも仲裁判断の取消事由を拡張的に捉える国や、フランス、スイスのように取消事由を限定的に捉える国もあるが、基本的には、本案についての一般的な再審査〔事実認定の誤りや実体的判断基準としての法適用の誤りや内容の当否の審査〕を認める国家はないという点で、UNCITRALモデル法から大きく離れるものではないと評価できる<sup>(53)</sup>。

そして、New York条約第5条第1項(e)号は、仲裁判断の取消しと関連する執行拒否事由について「その判断がされた国若しくはその判断の基礎となった法令の属する国の権限のある機関により、取消されたか若しくは停止された」場合であると規定している。仲裁判断の取消し若しくは停止については、その判断がされた国若しくはその判断の基礎となった法令の属する国の裁判所が排他的な権限を有すると解されている。これは国際的に認められた法理であることに留意する必要がある。「その判断の基礎となった法令の属する国」とは、例えば、仲裁地は日本であるのに、仲裁手続の準拠法はアメリカ法である場合のアメリカを意味する。しかし、このような場合は非常にまれであり、一般的には、仲裁地の裁判所のみが管轄権を有するといえる。

### 3. 仲裁判断の承認及び執行拒否事由

国際仲裁で下された仲裁判断は、世界のほとんどの国でその国の判決と同じように効力を認められ強制執行することができる。これは、New York条約によって仲裁判断の承認及び執行が保障されているからである。New York条約の存在により、外国仲裁判断については、外国判決よりも国際的な承認執行が

---

<sup>(53)</sup> その詳細につき、拙稿・前掲注52)179頁以下。

容易になっている。

New York 条約は、内国仲裁判断と同様に外国仲裁判断の円滑な執行が実現されるように作成されたものであり、その特徴として次のことが挙げられる。

(1) New York 条約第 4 条は、外国仲裁判断の承認及び執行を求める当事者に、①正当に認証された仲裁判断の原本または正当に証明された仲裁判断の謄本の提出と、②仲裁合意の原本または正当に証明された仲裁合意の謄本の提出のみを求めている〔仲裁判断と仲裁合意が、仲裁判断が援用される国の公用語で作成されていない場合には、公の若しくは宣誓した翻訳者または外交官若しくは領事官による証明を受けた翻訳文をそれぞれにつき提出が求められる〕。具体的な仲裁判断の承認執行の拒否事由を明文で列挙し、仲裁判断が不利益に援用される当事者に立証責任を課している。ただし、紛争の対象である事項の仲裁可能性がないこと、仲裁判断の承認執行が執行国の公の秩序に反すること、については、執行国の裁判所の職権調査事項とされている。(2) New York 条約第 5 条に列挙されている承認及び執行拒否事由は、例示的なものではなく、限定的である〔承認執行拒否事由は、New York 条約においても UNCITRAL モデル法においても限定列挙である〕。第 5 条に列挙されている事由によってのみ執行拒否が可能であり、他の事由は拒否事由にならないということである<sup>(54)</sup>。第 5 条に列挙されている仲裁判断の承認執行拒否事由についてみると、仲裁合意の無効、当事者の防御権の侵害、権限踰越の判断、仲裁機関構成または仲裁手続の瑕疵、公共秩序の違反など仲裁手続と仲裁判断において重大な瑕疵がある場合に限定されている。かかる承認及び執行拒否事由をいかなる場合に認めるかについては多くの議論があり、事例の集積もみられるところであるが、本稿においては、これらの議論は省略する。

---

(54) 拙稿「外国仲裁判断判定の承認と執行—ニューヨーク条約を中心に—」『裁判資料』第34集（1986）668頁。

## VI. 国際商事仲裁の利点・問題点

国家権力が確立され、司法制度が整備されている現在の法制度では、自力救済は禁止されるのが原則である。そのため、国家は権利を強制的に実現する制度を設営することにした。国家は裁判所を設け、この制度の運営にあたらせている。裁判所において裁判を運営するために必要な経費は国民の税金によっている。訴訟の場合、適切な資格を有する裁判官が、手続的正義を保障しながら紛争解決を図ることになる。これに対して仲裁は、裁判所を用いずに、紛争解決システムを当事者の手により構築することによって解決するものである。そのため、仲裁人への報酬を当事者が払わなければならないほか、審問場所の確保のための経費、さらに、円滑な手続進行のための費用なども当事者が負担することになる。当事者の負担する費用はかなり高額になる。費用の問題が仲裁の最も大きな欠点である。筆者が扱った事件においてもかかる問題に直面したことがあった。韓国の船舶部品製造業者がノルウェーの船舶事業者に日貨1000万円相当の船舶部品を輸出した後に、その代金の支払いについて紛争が生じた事案につき、契約締結時に当該契約に関して紛争が発生した場合は、ノルウェーのベルゲンの商工会議所の仲裁により解決するという仲裁条項が挿入されていた。しかし、その係争額との関係で、当該仲裁手続のための費用が高額になるため、最終的に、輸出業者に仲裁による解決を断念するよう勧めた。

反面、仲裁には次のような利点もある。国際商事紛争解決のための国際裁判所は存在しない。そのため、特定国の裁判所を用いるほかなく、どちらかの当事者が、相手方の所在する国の裁判所に行かざるを得なくなる。仲裁はこれを避けて、第3の中立的な私設法廷を通じて解決を図ることができる。これが最大の利点である。紛争の金額が大きくなれば、仲裁手続費用も十分にカバーできるため、費用負担の問題を考慮しても、仲裁を選択する意味は大きい。

先に触れた、Queen Maryの2015年度設問調査によると、国際仲裁の利点として、(1)仲裁判断の容易な執行可能性、(2)特定国家の法廷や法律制度の回避、(3)手続上の柔軟性、(4)仲裁人の選定における当事者の関与、(5)秘密とプ



ライバシーの保護, (6)中立性, (7)終局性, (8)迅速な解決, (9)合理的費用, が順に挙げられている。

問題点として, (1)高額な仲裁費用, (2)迅速な仲裁手続を妨害する当事者に対する効果的な制裁の欠如, (3)仲裁人の効率性に関する情報不足, (4)迅速でない手続進行, (5)仲裁地裁判所の干渉, (6)第3者の当事者追加手続制度の欠如, (7)本案の上訴手続の不存在 (lack of appeal mechanism on the merits) [仲裁手続の中に, 上訴手続の存在は稀であることを意味する], (8)各仲裁機関の効率性に関する情報不足, (9)手続の柔軟性の欠如, が順に挙げられている<sup>(55)</sup>。

上記の調査結果によると, 仲裁費用が高額であるという問題点の次に, 迅速な仲裁手続を妨害する当事者に対する効果的な制裁の欠如が挙げられている。この原因の一つとなっているのは「デュープロセス・パラノイア」(due process paranoia) であるとの指摘がなされている。つまり仲裁廷が手続保障を意識しすぎるあまり, 十分な弁論の機会を有していない当事者が判断を不服とすることについて恐れるために, 特定の状況の下で必要な断固たる対応を取ることを躊躇する傾向があるという<sup>(56)</sup>。これは, 国家裁判所と異なり, 仲裁人は, 当事者に対して手続的な制裁権限を有しておらず, 当事者の協力を得ながら手続を進行させなければならないためである。

その他, 国際仲裁の利点として, 特定の国家の裁判所を用いて解決する場合, 不慣れな手続に応じなければならないところ, 仲裁による場合, 紛争解決の不確実性を最小限にし, その予測可能性を高めることができること, 当事者間で友誼的な仲裁手続を進めることができ, 当事者の合意により, 法以外の基準によって判断することを求めることも許され [「衡平と善に従って」(ex aequo et bono), という基準である。法律の厳格性を緩和し衡平に基づいて仲裁判断を下す権限を付与された仲裁人を, 友誼仲裁人 (amicable compounders) と称した], かかる仲裁判断は善意の履行がなされる可能性が高いこと等が挙げられる<sup>(57)</sup>。一

---

(55) Queen Mary 2015 Survey, pp. 6-7.

(56) Queen Mary 2015 Survey, p. 7.

(57) 金甲猷ほか・前掲注(1)27頁, 林・前掲注(4)15頁, 睦・前掲注(6)7頁。

方、国際仲裁の問題点として、訴訟に比べて予測可能性を損なう場合が多く、不確実性をともなうこと、裁判所に比べて仲裁廷の証拠調査能力に問題があるため、真実発見能力が欠けること、判断が仲裁廷の裁量に委ねられるため、非法律的な解決や法的妥当性を欠く仲裁判断が下される危険性があること、負けた当事者が仲裁判断による任意の履行を拒否する場合、別途の手続によって執行許可を得ることになるが、その手続が複雑であること等が挙げられる<sup>(58)</sup>。

結論として、仲裁は、国際的取引紛争の解決手段として完全な制度とは言えないものの、特定の国家の裁判所を用いる国際訴訟によって解決するよりも欠点が少ない、また、他の紛争解決手段に比べて、効率性と中立性を利用者に提供するものと評価できる<sup>(59)</sup>。実際に、国際的取引紛争の解決方法を選択するにあたり、具体的事案を踏まえ、前述のような利点及び問題点を総合的に考慮し、国際訴訟と国際仲裁のいずれを選択するか判断する他ない。

Queen Mary 2015年の設問調査結果によると、一般的な国際商事紛争の解決方法の中で選好されるものとして、国際仲裁が56%、国際仲裁とADRを並行させるものが34%であり、90%が仲裁を選択すると回答している。これに対して、国際訴訟及び国際訴訟とADRを並行させる方法についてはそれぞれ2%であり、国際調停を選択すると回答したのは5%程度であった<sup>(60)</sup>。

他方、Queen Mary 2013による設問調査の結果によると、他の分野に比べて、建設業とエネルギー産業の分野において国際仲裁が選好されており、その理由として、当該分野のように専門性の高い特殊な取引をめぐる紛争については、当該取引の専門家を仲裁人に選任できる仲裁を選好するためであるとの指摘がなされている。しかし、同調査結果によると、国際金融紛争の解決方法としては、仲裁より訴訟が選好されており、その理由として、当該紛争が法的判断を要すること、ローン契約の不履行をめぐる紛争の多くは債権回収の問題な

---

(58) 金甲猷ほか・前掲注(1)28頁。

(59) Gary B. Born, *supra* note 5, p. 9; Nigel Blackaby et. El., Redfern and Hunter on International Arbitration (6th Ed.) (2015), p. 37.

(60) 以上につき、Queen Mary 2015 Survey, p. 5.

ので、費用面等から訴訟による解決の方が有利であるためであるとの指摘がなされている<sup>(61)</sup>。このことは、国際訴訟と国際仲裁を選択するうえで参考になるう。

## Ⅶ. 結論

この30年間、世界経済はよりグローバル化傾向にあり、その中で、国際仲裁は世界的な発展を遂げている。今や国際仲裁は国際的取引紛争における一般的な紛争解決手段であるといえる〔New York 条約や UNCITRAL モデル法は、国際的に共通あるいは標準的に参照されるルールである〕。

伝統的に、国際仲裁の中心は、欧州の London, Paris, Stockholm, Geneva などであるが、世界経済のグローバル化を反映して、アジアの Singapore 及び Hong Kong が仲裁地として多用されるようになった〔Singapore 及び Hong Kong の国際仲裁センターは、現在、最も注目度の高い仲裁機関であるといわれている〕。現在、世界各地で〔国家政策として〕国際仲裁のハブ都市として成長するための競争がさかんに行われている。

世界第2位、3位の経済規模を誇る中国、日本及び第12位程度の韓国が集まる北東アジア地域での国際的取引紛争が増大する中で、この地域で国際仲裁を迅速に行うための環境と能力を育てていく必要性は大きい。

韓国は、2013年北東アジア地域で初となる国際仲裁専門施設として、最先端のシステムを備えたソウル国際仲裁センター（SIDRC：Seoul International Dispute Resolution Center）を開設する一方<sup>(62)</sup>、2016年に UNCITRAL モデル法を取り入れ、仲裁法を全面的に改正した。さらに、同年、大韓商事仲裁院（KCAB：Korean Commercial Arbitration Board）も国際仲裁規則を国際的な潮

---

(61) 2013 International arbitration Survey: Corporate choices in International Arbitration, School of International Arbitration, Queen Mary University of London, p. 7; <http://www.arbitration.qmul.ac.uk/research/2013/index.html> (2017. 5. 12. 検索)。

(62) <http://www.sidrc.org/main/main.php> (2017. 5. 12. 検索)。

流に沿った形で大幅に改正するなどの努力をしている。

日本も、日本国際仲裁センターの設立を推進しており<sup>(63)</sup>、日本商事仲裁協会(JCAA : The Japan Commercial Arbitration Association)は2015年に仲裁規則を改正し、緊急仲裁人制度や簡易手続を導入して、世界的な動向を反映するなどの努力をしている。

今後、韓国と日本は、国際仲裁の活性化を実現するため、互いに協力し努力する必要があるということを指摘して、本稿を閉じたいと思う。

#### 参考文献

- 梁炳晦ほか『仲裁法』(2005)
- 石光現 (Suk, Kwang Hyun) 『国際商事仲裁法研究第1巻』(2007)
- 陸栄竣 (Mok, Yong Jun) 『商事仲裁法 (Commercial Arbitration)』(2011)
- 金甲猷 (Kim, Kap You) ほか『仲裁実務講義(改訂版)(Arbitration Law in Korea)』(2016)
- 林成雨 (Lim, Sung Woo) 『国際仲裁 (International Arbitration)』(2016)
- 『韓国の2016年国際仲裁設問調査研究報告書』(責任研究員：李鎬元) (2017)
- 李鎬元「外国仲裁判断判定の承認と執行—ニューヨーク条約を中心に—」『裁判資料』第34集(1986) 668頁
- 李鎬元「国際仲裁判断の取消事由の拡張または制限—裁判所による本案の審査と関連して—」『国際去来法研究』第21集第2号(2012.12) 180頁
- 李鎬元「仲裁判断の承認及び執行のために提出する書類」『仲裁研究』第23巻第2号(2013.6) 133頁
- 金甲猷ほか「国際仲裁手続における書類公開義務とその例外としての弁護士—顧客間の特権に関する研究—」『法学評論 (ソウル大学校)』第1巻(2010) 469頁
- 鄭洪式「国際仲裁手続内の証拠調べ—国際弁護士協会 (IBA) の2010年証拠規則を中心に—」『仲裁研究』第21巻第3号(2011.12) 26頁
- 鄭洪式「国際商事契約締結おいての仲裁合意条項についての実務的な考慮事項」『通商法律』第115号(2014.2) 47頁
- 小島武司・猪股孝史『仲裁法』(2014)

---

(63) 小原望「グローバル化する事業活動と日本の国際紛争解決法制の整備—急がれる「日本国際仲裁センター」の設立—」『The Lawyers』(2016.11) 6頁。

## 国際商事紛争の解決方法としての国際仲裁について

谷口安平・鈴木五十三編著『国際商事仲裁の法と実務 (Law and Practice of International Commercial Arbitration)』(2016)

小原望「グローバル化する事業活動と日本の国際紛争解決法制の整備—急がれる「日本国際仲裁センター」の設立—」『The Lawyers』(2016. 11) 6頁

緑川芳江「国際仲裁の世界的動向と活用術」『The Lawyers』(2016. 11) 16頁

中川直政「国際仲裁手続における実務の流れ」『The Lawyers』(2016. 11) 25頁

眞鍋佳奈「証拠開示と秘密保持 仲裁手続きではどこまで企業秘密が保たれるのか」『The Lawyers』(2016. 11) 34頁

Gary B. Born, *International Arbitration: Law and Practice* (2012)

Nigel Blackaby et. El., *Redfern and Hunter on International Arbitration* (6th Ed.) (2015)

2015 International Arbitration Survey: Improvements and Innovations in International Arbitration, Queen Mary University of London, School of International Arbitration; <http://www.arbitration.qmul.ac.uk/research/2015/index.html> (2017. 5. 12 検索)

2013 International arbitration Survey: Corporate choices in International Arbitration, School of International Arbitration, Queen Mary University of London; <http://www.arbitration.qmul.ac.uk/research/2013/index.html> (2017. 5. 12 検索)

\* 筆者が韓国語で執筆した仲裁に関する論文のうち、日本語に翻訳されたものは次のとおりである。

李鎬元「韓国における仲裁判定承認の概念, 効力及び手続に関する研究」『比較法学 (早稲田大学比較法研究所機関誌)』第48巻第2号 (2014. 12) 109頁

李鎬元「韓国における最近の仲裁法の改正議論—国際仲裁の活性化のために—」『比較法学 (早稲田大学比較法研究所機関誌)』第49巻第1号 (2015. 6) 209頁

李鎬元「国際仲裁判定の取消事由の拡張または制限—裁判所による本案審査と関連して—」『比較法学 (早稲田大学比較法研究所機関誌)』第50巻第1号 (2016. 6) 65頁

李鎬元「韓国における仲裁判定の承認及び執行のために提出する書類」『早稲田大学比較法研究所オンラインフォーラムシリーズ』2016-4号, 1頁

# A Study on the International Arbitration as a Method of International Commercial Dispute Resolution:

The Flow of Practical Procedure and the Pros and Cons

Lee Ho Won

Among the methods of international commercial dispute resolution, international litigation and International arbitration might be said as the most practical and efficient ways. If parties of international contracts would make arbitration agreement to resolve future disputes by way of arbitration, an arbitral tribunal consisting of neutral and fair arbitrators chosen by the parties can carry out the function of the private court instead of the national court. And the resulting arbitral award can be recognized and enforced internationally due to “the United Nations Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards”, so-called New York Convention, which might be said to be a great advantage.

This article deals with the arbitration agreement and the selection of arbitral seat and arbitral institution (II), the initiation of arbitral process and the selection of arbitrators (III), the overview of the arbitral process from procedural consultation, setting of the procedural timetable, submission of the written arguments, the documents production, hearing inclusive of witnesses and experts testimony to the arbitral award according to the flow of the practical procedure (IV), the main points of the annulment, recognition and enforcement of arbitral awards (V), and the pros and cons of international

arbitration.

While international arbitration cannot be said to be the perfect way at all, it can rightly be evaluated to afford parties more practical, efficient and neutral dispute resolution than any other means of dispute resolution, especially in avoiding the national court which has closer relation to the one side of the parties. In reality one cannot but choose between international litigation and International arbitration, after considering the case at hand and the pros and cons of international litigation and international arbitration respectively.

Keywords: International Arbitration, Arbitration Agreement, Arbitral Seat, Arbitral Institution, Arbitrator, Arbitral Procedure, Arbitral Award

[訳者あとがき]

本稿は、2017年6月6日に開催された愛知大学法学会講演会における講演に若干の加筆・修正をしたものである。〔 〕内の記載は、訳者が学生読者の理解を助けるために加えたものである。

講師は、韓国・延世大学校法学専門職大学院の李鎬元 (Lee Ho Won) 教授であり、講演の演題は、「国際商事紛争の解決方法としての国際仲裁について—国際仲裁手続の流れと国際仲裁の利点・問題点の検討を中心に—」であった。李鎬元教授は質疑応答を含め日本語を使用された。李教授の日本法の理解及び日本語能力は高く、翻訳及び通訳の必要はなかったが、本誌掲載のルールとの関係で、訳者として名を連ねさせて頂いた次第である。当日は、韓国・中央大学校法学専門職大学院の田炳西 (Chon Byuun Seo) 教授 (韓国民事訴訟法学会副会長, 弁護士, 愛知大学大学院法学研究科客員研究員) をコメンテーターにお迎えし、30名の学生と8名程の法学部教員 (学外からの参加も含む) の参加を得て行われた。ご講演頂いた李教授、貴重なコメントをされた田教授、熱心に聴講し、多くの質問を寄せてくれた学生および教員に感謝申し上げたい。

李鎬元先生は、1953年のお生まれで、1975年にソウル大学校法科大学をご卒業後、同年司法試験に合格され、司法研修院を経て、陸軍法務官となられた。その後、1980

年にソウル大学校大学院を修了され、同年、ソウル地方法院判事に着任、その間、1985年にはジョージタウン大学ロースクールでL. L. Mを取得された。1995年に東京大学法学部に客員研究員として留学され、民事訴訟法を研究された。その後、地方法院、高等法院の部長判事を歴任され、2006年にはソウル家庭法院長に就任され、2008年に裁判官を退官された。その後、弁護士登録をされ、韓国でも有数のローファームの代表弁護士も務められた。韓国民事訴訟法学会においては、研究者側と実務家側で交互に会長を選出することになっており、李先生は2009年に同学会の会長に就任されている。韓国においてもわが国と同様に司法制度改革が進行し、「法学専門職大学院」（わが国の法科大学院に相当する）が設置された。李先生は、2011年に延世大学校法学専門職大学院教授に就任され、日韓・韓日民事訴訟法学の学术交流事業のみならず国際訴訟法学会（International Association of Procedural Law）においても指導的役割を果たされている（吉垣実「国際訴訟法学会2014年ソウル大会について」民訴61号（2015）210頁以下）。

李教授は、民事手続法分野の多岐にわたる手続に関して、数々のご業績を残して来られた。とりわけ、本講演のテーマでもある仲裁の分野において数多くのご著書、ご論文を発表されており、そのうちの数本の論文は上記のとおり日本語に翻訳されている。

国際商事仲裁は、国際的取引紛争の解決において極めて有効性の高い紛争解決手段であるが、そのメリット及びデメリットを考慮した上で利用されるべきであろう。国際商事仲裁の理論と実務に精通しておられる李教授のご講演内容は、国際仲裁に適切に対応するために必要な知識を提供してくれるものと思われる。

この講演会の準備の過程で、法学会会務委員の先生方をはじめ多くの方々からご支援を頂いたことに感謝申し上げたい。

(2018年2月23日 校了)